



くすりと健康

● 神戸市薬剤師会 ●

薬の使用期限

食品業界の消費期限や産地の偽装が世間を騒がせたのは、記憶に新しいところですが、それでは、薬の消費期限について、皆さんは意識されているでしょうか？

今月は、薬の消費期限にあたる、使用期限について確認してみましょ。

使用期限とは、薬の箱や瓶に「2010.12」のように印刷されている日付のことです。薬の有効成分は、時間の経過とともに変化してしまうため、必ず使用期限をつけるように法律で定められています。

使用期限が切れたからといって、すぐに治療効果が落ちたり、使用によつて毒性が現れるというものではありませんが、多くの薬は人工的に作られた化学物質ですので、直射日光や温度、高湿度などによつて分解

が進み、毒性を持つものに変質してしまう可能性があります。

市販薬は、異物が混入していたり、包装に欠陥があったなどという場合を除いて、購入後の使用に関しては購入者の責任となりますので、開封して6カ月以上経過した薬は、たとえ使用期限前でも使わない方がよいでしょう。

そのために、開封した日付を箱や瓶に記入しておくと便利です。これは飲み薬だけでなく、目薬や坐薬、はり薬、軟こうなどの外用剤についても同様です。特に目薬の場合は、開封後に長く放置しておく、細菌が繁殖して濁ったり、変色することがあります。一度使い始めたら、1カ月以内には使用を中止し、たとえ残つていても捨ててしまうのが基本です。必要になったら、その時点でまた購入するようにし、その都度開封の日付をラベルに記入してはつておくようにしましょう。

薬は比較的高価なものが多いこともあって、飲み残しを取つておいて、また体調が悪くなつたときに飲むと考えがちですが、病気を治すための薬で体を悪くしては、本末転倒です。

同じことが、病院から出された処方薬（病院の薬）についてもいえます。病院の薬局（または薬剤部）や町の薬局で処方せんに基づいて出される薬は、もちろん有効期限内のものですが、有効期限が特に明示されていない場合もあります。服用期間以上の有効期限は保障されていませんので、病院の薬はその病気で使い切らなければ捨てる方がよいかもしれませんが、調剤してくれた薬剤師に尋ねてみましょう。

古い風邪薬や胃腸薬などが薬箱にたまつていませんか？時々薬箱を点検して、使用期限切れの薬があれば、即座に捨てるようにしましょう。